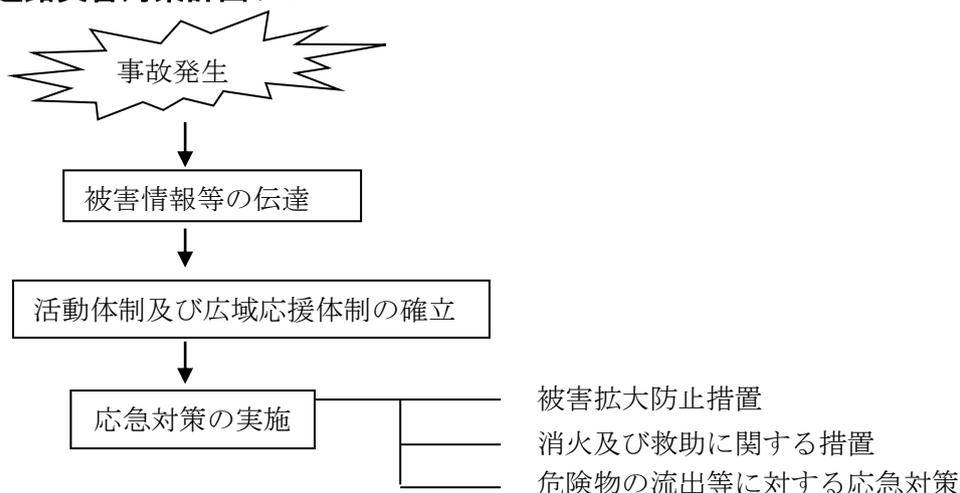


第4章 道路災害対策計画

1 計画の概要

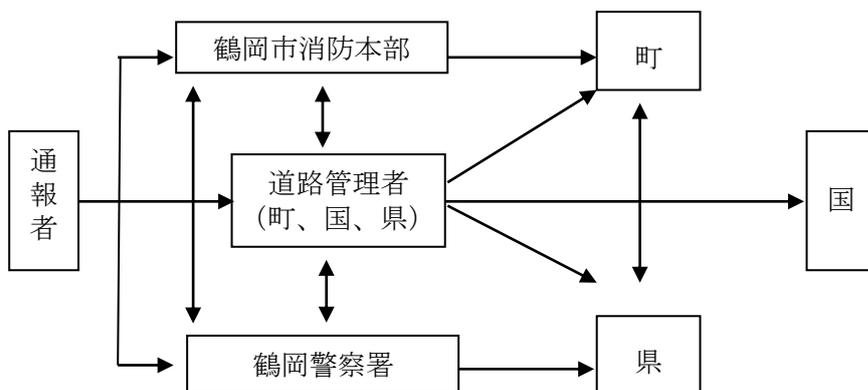
道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、鶴岡警察署、鶴岡市消防本部等が実施する災害応急活動について定める。

2 道路災害対策計画フロー



3 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次により事故情報等を伝達する。



- (1) 道路管理者、鶴岡警察署及び鶴岡市消防本部のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報する。
- (2) 町は、事故発生を覚知した場合、直ちに被害の状況を調査し、県に報告する。

4 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町は、事故・災害の状況により、必要に応じ災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、他の防災関係機関等との緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

町は、事故・災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

5 応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため、次の措置を講ずる。

① 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

② 道路利用者及び一般住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに鶴岡警察署、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は町防災行政無線や広報車の利用等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

① 町及び鶴岡市消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

② 道路管理者は、町等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

① 危険物の流出が認められるときには、鶴岡市消防本部、鶴岡警察署及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

② 町及び鶴岡警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。